

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年3月6日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 16 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	1,2号機サービス建屋天井部監視カメラ用ケーブル布設時、天井板を破損させたため、当該天井板を補修。	D	
2	1号機	プロセス計算機の点検停止時、過渡現象記録装置用CPUの再起動事象が認められたため、原因を調査後、対応検討。	D	
3	1号機	復水器連続洗浄装置ボール循環ポンプ(A, C, D)点検時、ポンプケース内面に腐食が認められたため、当該腐食部を補修。	D	
4	1号機	復水器連続洗浄装置プースターポンプ(A1, A2, C1, C2)点検時、ポンプケースシート面に腐食が認められたため、当該腐食部を補修。	D	
5	1号機	復水器連続洗浄装置の貝・ボール分離装置(C2)内面ライニングに劣化(膨れ)が認められたため、当該部を補修。	D	
6	1号機	原子炉給水ポンプ(A)用タービン羽根車の工場点検時、羽根車のキーに傷(タガネの使用痕)が認められたため、当該キーを交換。	C	
7	1号機	復水器満水検出用レベルスイッチ(A, B, C)の端子ボックス点検時、ボックス蓋のハンドル破損及び不要ケーブルが認められたため、対応検討。	D	
8	1号機	低圧復水ポンプ(C)吐出圧力計点検時、ケーブル端子締め付けビスを切損させたため、当該端子台を交換。	D	
9	1号機	非常用ディーゼル発電設備冷却系二次冷却水差圧スイッチ点検時、接断差が管理値を外れているのが認められたため、対応検討。	D	
10	1号機	残留熱除去冷却系熱交換器(C)の渦流探傷検査点検時、伝熱管10本に判定値外れが認められたため、当該伝熱管を交換。	D	
11	1号機	給水加熱器ドレン系第2給水加熱器水位調整弁の点検時、リークオフ管に詰まりが認められたため、当該リークオフ管を点検。	D	
12	1号機	復水器連続洗浄装置プースターポンプ(C2)点検時、ポンプ軸のネジ部が腐食しているのが認められたため、当該腐食部を補修。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	1号機	補機冷却海水系電解鉄イオン供給配管点検時、配管内面のライニングに剥離が認められたため、当該剥離部を補修。	D	
14	1号機	タービン補機冷却系仕切り弁点検時、ポンプ吸い込み弁、熱交換器入口弁、同出口弁の弁体シートにひび(11台)が認められたため、対応検討	D	
15	4号機	非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ(B)定例試験時、吐出圧力計に指示不良(ひっかかり)が認められたため、当該計器を点検。	D	
16	その他	復水器連続洗浄装置用スポンジボールの回収作業において、発電所近傍海岸の立入禁止区域に無断で立入していたことが認められたため、対応検討。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
- : プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- : 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
- : 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ
電話 0240-25-1353